

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務

(2) 業務の内容

鳥取県は、放課後児童支援員認定資格研修事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

なお、詳細は、別紙 1 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の目的

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

平成 27 年度からは「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置くこととされ、放課後児童支援員となるための認定資格研修については、都道府県又は指定都市が実施することとされた。

本事業は、基準第 10 条第 3 項のいずれかに該当する者に、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とするものである。

(4) 予算額

金 2,500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人及び民間団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「その他の委託等」の「研修業務」に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から企画提案書作成要領 1（1）の書類（以下「企画提案書等」という。）の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 鳥取県は、企画提案の順位を決定するため、鳥取県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案の内容を審議し、順位を決定するものとする。
- (3) 審査会は 4 名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

鳥取県は、放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務評価要領（以下、「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

（１）プロポーザルに関する書類の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県子育て・人財局子育て王国課
電 話 0857-26-7570 ファクシミリ 0857-26-7863
電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

（２）企画提案書作成要領の交付

別紙２企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）は、令和５年６月２０日（火）から同年７月１８日（火）までに、インターネットの鳥取県子育て・人財局子育て王国課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和５年６月２０日（火）から同年７月１８日（火）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ 交付場所

（１）に同じ

7 企画提案参加申込書等の提出

（１）このプロポーザルに参加しようとする者は、放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）第８条に基づき以下のとおり手続きを行うこと。

ア 提出書類

企画提案参加申込書（様式第１号）１部
公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第２号）１部

イ 提出期間及び時間

令和５年６月２０日（火）から同年７月１１日（火）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までとし、送付による場合は、同年７月１１日（火）午後５時１５分までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出場所

６の（１）に同じ。

オ その他

このプロポーザルへの参加は、アの提出書類（以下、「企画提案参加申込書等」という。）をイの期日までに提出した者に限る。

（２）（１）により提出された企画提案参加申込書等を提出した者について、実施要領に規定するこのプロポーザルへの参加資格の有無について審査する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

(2) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出場所

6の(1)に同じ。

(4) 提出期間及び時間

令和5年6月20日（火）から同年7月18日（火）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年7月18日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

9 プレゼンテーションの実施

詳細の日時及び場所については、企画提案参加申込書等を提出した者に別途連絡する。

(1) 日時

令和5年7月25日（火）午前10時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第21会議室

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。

なお、プレゼンテーションの開催時間の10分前までに集合すること。

(4) その他

プレゼンテーション後、審査委員との質疑応答の時間を10分程度設ける。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

また、契約の相手方候補者が、企画提案書等の提出日から業務の契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を無効とし、評価要領により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 調達公告 | 令和5年6月20日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和5年7月4日（火） |
| (3) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 令和5年7月11日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和5年7月18日（火） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和5年7月25日（火）予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和5年8月上旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和5年8月上旬 |
| (8) 契約締結 | 令和5年8月中旬 |

13 その他

(1) 企画提案書等の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県子育て・人財局子育て王国課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>) で公表するものとする。

(4) 企画提案書等の作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 契約の解除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式を統一するため、当該

契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。